

現在、介護保険制度改定を議論している厚生労働省の「社会保障審議会介護部会」が12月に結論を出す予定で作業を進めています。その後、来年の国会審議を経て2024年度から実施する予定です。

社会保障審議会介護部会審議の中身は、「現行1割の介護利用料を原則2割化」「要介護1・2の訪問介護と通所介護を地域支援・総合事業に移行」「現行無料のケアプランの有料化」など介護保険の利用者の負担増と給付削減がねらいです。

まず、利用料の値上げについてから始めます。

2015年年金収入で年間280万円(または年間所得160万円)以上の利用者負担の割合が1割から2割に引き上げられました。

これまで維持されてきた1割負担の原則を崩しました。

続いて、2018年に利用料3割負担の導入がありました。3割負担の対象となるのは、年間収入が単身世帯で340万円以上、夫婦世帯で463万円以上の場合です。全国の全利用者のうち2割負担に該当するのは約4.6%、3割負担に該当するのは約3.6%です。(2022年7月)2015年2割負担導入の実態調査もされないまま3割負担を導入したことは、今後の利用料の値上げを実施する布石だったと言えます。

今回の制度改正は、約91%の利用料1割の利用者に対し「原則2割負担」の利用料を負担させようとするものです。

この値上げで利用者の影響を調査した団体の調査結果が公表されました。

全日本民主医療機関連合会は11月21日、介護保険見直しに関して緊急影響調査の結果速報を公表しました。調査は、厚生労働省が介護保険制度を見直し、利用料の2割負担の対象者を拡大しようとしていることに対し、施設入所者を対象に、9月中旬から10月にかけて実施しました。施設入所者では、514人が回答。利用料が2割負担(現行の2倍化)になった場合、本人が負担して「今まで通り入所を続ける」が37.9%だったのに対し、家族の援助が可能で「今まで通り入所を続ける」が31.5%、「施設を退所、もしくは退所を検討する」が13.0%でした。

在宅サービスの利用者では、1097人が回答。利用料が2割負担になった場合、本人の負担で「今まで通り利用を続ける」が57.1%でしたが「サービスの利用回数や時間を減らす」「サービスの利用を中止する」などの回答も34.4%を占めました。(複数回答)

介護保険の利用者は利用料の支払いが困難でも、利用を減らせない、退所できない等の事情を抱えた利用者が存在することが深刻な事態です。

住民課長に質問します。

大島では、利用料が2倍になる利用者がほとんどだと推察します。担当課長として、この改定が大島の介護にどのような事態や影響を予想されますか。

難しい質問ですが、現在把握できる範囲の回答で結構ですのでお願いします。

次は、要介護1・2を軽度者として、国が実施基準を定めた介護給付から、市町村が独自の基準で実施する介護予防・日常生活支援総合事業(略名 総合事業)へ移行することです。

今回の改定で、要介護1・2を軽度者としていますが、要介護1とは、「日常生活動作(食事・排泄入浴等の動作)はほぼ自分でできるが、立ち上がりや歩行能力に支えが必要な時がある」。要介護2は、「自分での立ち上がりや歩行が困難で日常生活動作で部分的な介護が必要とされる状態」とされています。決して軽度者とは言えないと思います。従来通りの介護給付の継続を強く望みます。

大島での総合事業は訪問介護と通所介護については、「従前相当サービス」で実施していますので、介護事業者に大きな負担を強いることとなります。今でも低い介護報酬に比べて報酬単価の低い総合事業になるためです。

次の問題は、ケアプランの有料化です。

介護保険を使ってサービスを受けたい時は、ケアプランが必要になります。ケアプランとは、介護サービスをどのように利用するかを決めた介護サービス計画書のことです。在宅介護の場合も、施設介護の場合も、要介護または要支援の認定を受けると、介護保険を使ったサービスを利用することができます。

その際に介護状態の機能悪化防止や自立を促進するための計画(ケアプラン)を作成し、その計画に沿ってサービスを受けます。

要介護者のケアプランは、民間事業者である居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーが作成し、要支援者の介護予防ケアプランは利用者が住む地域を担当する地域包括支援センターが作成します。

ケアプランは、居宅介護支援事業者に依頼し、そこに所属する介護保険の専門家であるケアマネジャーに作成してもらうのが一般的です。

ケアマネジャーへの報酬はすべて介護保険でまかなわれているため、ケアプラン作成による利用者の自己負担はありません

今回の改定は、介護保険史上最悪の制度改悪とおもわれ、本人、家族に生ずる深刻な影響が予想されます。さらに、介護事業者や職員にも影響があります。

町長は、利用料引上げ案の検討中止・撤回を求めてあらゆる手段を行使してください。

次は、島に暮らす親族の介護のために来島する方の船賃を「島民割引」が適用されるようご尽力願います。